

第4章 計画の内容

【マークの説明】

量の見込み … 第5章（「就学前教育・保育」及び「地域子育て支援事業」の提供体制について）において、5年間の量の見込みとその確保方を記載している事業です。

新規 … 第2期計画中間見直しにおける新規事業です。

松江らしい … 「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」で検討され提案された方策です。

1 子どものための教育・保育の充実

（1）子どもの心とからだの健康を育む

①乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実

子どもの豊かな感受性を培い、親子の情緒的交流を高めるために、絵本の読み聞かせの効用を啓発します。子育て支援センターや児童館において遊びや文化・芸術に触れる体験等を提供し、子どもの心とからだづくりにつなげます。

施 策	内 容	具体的方策
本の読み聞かせの啓発	・絵本の読み聞かせを通した親子の情緒的交流を支援します。	・乳幼児健診時におすすめの絵本リストの配布や、読み聞かせの大切さについて情報提供を行います。 ・本の読み聞かせの充実を図るため、ボランティアやNPOなどの市民団体と協働し、読み聞かせを実施します。
図書館の充実	・「松江市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもへの読書支援に取り組みます。	・子育て支援センター、保育所・幼稚園等*と連携し、親子で本に触れる機会の充実を図ります。
子育て支援センターの「つどい」の開催	・親子のふれあい遊びや季節の行事、親子で文化・芸術にふれる体験などの提供を行います。	・あいあいや各地域のサテライト*でつどいを開催し、子どもの心やからだを育てる体験を提供します。
児童館による遊び場の提供（再掲→4(2)①,5(2)①）	・子どもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・引き続き東津田児童館、八雲児童センターを運営します。
子どもの体験を広げる取組等の情報提供	・さまざまな団体が実施する子どもの体験を広げる事業やイベント等の情報を提供します。	・ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

* 保育所・幼稚園等

保育所（児童福祉法）、幼稚園（学校教育法）の他、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）や小規模保育事業所（児童福祉法）、企業主導型保育所、認可外保育施設等も含む。

* サテライト

次の8か所の子育て支援拠点：育児サロン（松江赤十字乳児院）、おもちゃの広場、鹿島子育て支援センター、美保関子育て支援センター、東出雲子育て支援センター、やくも子育て支援センター、宍道子育て支援センター、たまゆつどの広場

②食育・歯育の推進

心身の健全育成のために、乳幼児期からの適切な生活習慣の基礎づくりを心がける必要があります。食習慣や口腔ケア習慣の定着により、生活リズムを確立して、生活習慣病予防、良好な情緒の発達など、多様な視点から「食育」と「歯育」を合わせて実施していく重要性が認識されています。

そのため、行政、ヘルスボランティア協議会*、健康まつえ21推進隊*、保育所・幼稚園等、学校などが連携し、家庭や地域で切れ目のない「食育」や「歯育」を進めていく体制を整え、子ども自身が食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けることで、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう取り組みます。また、子どもの食生活は親の食生活を土台としてつくられるため、親の食生活についての啓発にも力を入れます。併せて、地域の公民館の乳幼児学級など、身近な場での食生活改善推進協議会などを中心に、「食」を通じた親子や異世代間のふれあい・交流を進めます。本市の1歳6か月児健診や3歳児健診では、国や県の平均と比較してむし歯が多い状況であることから、乳幼児期から食育と歯育を連動させた啓発に取り組んでいきます。

施 策	内 容	具体的方策
「食育」「歯育」活動の展開（再掲→4(1)②）	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、保育所・幼稚園等、学校などが連携し、関係機関の協力を得ながら、食育と歯育を行います。	・食育・歯育の課題を共有し、地域、保育所、幼稚園、学校等において、一貫性のある取組を行います。
乳幼児期からの栄養・食習慣・歯みがき習慣指導等の実施（再掲→4(1)②）	・地区の乳幼児教室、離乳食と歯の教室、乳幼児健診などにおいて、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣の形成のための助言を行います。	・乳幼児健診において、栄養士、歯科衛生士、保健師が指導を行うとともに、各種教室や子育て支援センターでの事業にも力を入れ、親の健康づくりを土台として、親子で取り組む食習慣・歯みがき習慣指導等の意識啓発を行います。
保育所・幼稚園等、学校での「食」に関する学習の推進（再掲→4(1)②）	・子ども自身が自然の恵みに感謝する気持ちを持ち、望ましい食習慣やマナーを身に付けることができる「食育」を推進します。	・保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域、行政が連携して、幼児・児童・生徒に対し食育の企画や実践を増やします。 ・学校では、学校給食を活用した取組として、親子料理教室や学校訪問、バイキング給食を実施します。
「給食」を活用した食育推進（再掲→4(1)②）	・地場農産品の使用割合の向上に取り組むとともに、「給食」そのものを教育媒体とした食育を推進します。	・地域の伝統食材や季節の伝統料理を給食に活用することで、地場農産品の消費拡大、及び食文化の継承を進めます。

歯の健康の推進 (むし歯・歯周病予防の推進)	・乳幼児期、学童期を通して、歯科健診及び歯と口腔の健康づくりを支援していきます。	・1歳6か月健診や3歳児健診において、歯科健診を実施し、希望者には、フッ化物塗布をしていきます。 ・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校において、フッ化物洗口やブラッシング指導を進めます。
-----------------------------------	---	---

***ヘルスボランティア協議会**

市民の健康や生活習慣病予防等を積極的に推進し、各団体が連携を取りながら、ともに地域の健康づくりの充実のために活動している。

***健康まつえ21推進隊**

地域での健康づくりの推進役として、29地区すべての公民館区で結成されている。

(2) 質の高い就学前の教育・保育の提供

①就学前の教育・保育を提供する体制の確保

就学前の子どもに、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に教育・保育を提供する体制を確保します。

子ども・子育て支援法第19条第1項の2号・3号認定*の子どもに提供する保育（教育を含む）については、基本的には認可保育所・認定こども園で確保を図ります。本市ではこれまで待機児童解消に力を入れ、保育施設の新設等を行い、平成31年度は年度当初の待機児童を解消することができました。しかし、年度の途中では0歳児を中心に待機児童が発生しています。引き続き子育てと仕事の両立を支援するため、年度の途中で生じる保育所待機児童の解消を図ります。

1号認定*の子どもに提供する教育については、基本的には公立幼稚園・私立幼稚園・幼保園・認定こども園で確保を図ります。公立幼稚園については適正な集団教育を提供することが困難な小規模園が増えており、「幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」に基づいて、引き続き規模の適正化を図っていきます。

特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できる体制を確保します。個の特性に応じて支援や指導を行う特別支援幼児教室*の充実を図ります。

施 策	内 容	具体的方策
必要量に応じた就学前の教育・保育を提供する体制の確保	・各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前の教育・保育を提供する体制を確保します。	・認可保育所・認定こども園・公立幼稚園及び幼保園・私立幼稚園を基本として提供体制を確保します。 ・保育ニーズには認可保育所及び認定こども園で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所及び認定こども園の利用定員の弾力化などを継続して実施します。 ・年度中途の入所を受け入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。 ・国の補助制度等を活用した保育所等施設整備を進め、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。あわせて、老朽化した施設の改修を行います。 量の見込み2(1)①
公立幼稚園規模の適正化	・公立幼稚園の規模の適正化を図ります。	・小規模園で園児数が増加する見込みがない園については、「幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」に基づき、統廃合を検討します。
保育所における特別な支援が必要な子どもの受入れの充実	・各認可保育所で特別な支援が必要な子どもの受け入れを行います。	・私立保育所等に対し、障がい児保育事業*、発達促進保育事業*による支援を継続して実施します。 量の見込み2(2)③ ・公立保育所で特別な支援が必要な子どもの受入れを行います。

幼稚園における特別支援教育の充実	・特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・幼保園における特別支援教育の充実を図ります。	・特別支援幼児教室の設置、特別支援教育指導員*等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。
------------------	---	--

*** 子ども・子育て支援法における教育・保育施設や地域型保育事業を利用する際の認定区分**

1号認定…3～5歳、教育のみを利用する（法第19条第1項第1号）

2号認定…3～5歳、保育の必要性がある（同2号）

3号認定…0～2歳、保育の必要性がある（同3号）

*** 特別支援幼児教室**

特別な支援が必要な3歳から就学前の子どもが、家庭や在籍している幼稚園、保育所等で保育を受けながら、決められた曜日に「特別支援幼児教室」に通級し、個の特性に応じた指導を幼稚園教育の中で受けることができる教室。母衣幼稚園、中央幼稚園、城北幼稚園、揖屋幼稚園、古志原幼稚園、幼保園のぎ、しんじ幼保園、城西幼保園、大庭幼稚園、古江幼稚園、講武幼稚園の11園に設置している。

*** 障がい児保育事業**

障がい児の受入れに取り組む保育所・認定こども園に保育士を配置し、障がい児の保育の推進を図ることを目的とした事業。

*** 発達促進保育事業**

特別な配慮が必要と認められる児童（障がい児保育事業の対象児童を除く）の受入れに取り組む保育所・認定こども園に保育士を配置し、特別な配慮が必要と認められる児童の保育の推進を図ることを目的とした事業。（松江市では「松江市障がい児等保育対策事業」として、「障がい児保育事業」と「発達促進保育事業」を実施している）

*** 特別支援教育指導員**

公立幼稚園で特別な支援が必要な子どもを受け入れる際に配置する職員。

② 幼保一元化の推進

認定こども園及び幼保園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができ、安定した子育て・子育て環境を提供できる施設です。認定こども園及び幼保園の利用を希望する保護者がそれらの施設を選択することができるように、幼保一元化の施設整備を促進します。

施 策	内 容	具体的方策
認定こども園の普及促進	・幼稚園・保育所に対し、認定こども園への移行を支援します。	・国の補助制度等を活用し、認定こども園に移行する施設に対して施設整備を支援します。 ・幼保連携型認定こども園に移行する施設において、保育士・幼稚園教諭どちらか一方の資格のみを有する職員のもう一方の免許取得が円滑に進むよう支援します。
公立幼稚園・公立保育所の幼保一元化	・保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる環境づくりを進めます。	・「幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」に基づき、統廃合を行いながら幼保一元化を推進します。 ・幼保一元化を円滑に進めるため、公立幼稚園・幼保園と公立保育所との職員の人事交流や両資格保有者の採用を行います。

③就学前の教育・保育の質の向上

保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領をしっかりと踏まえながら、松江市の自然環境・社会文化的環境・人的環境を生かした、より質の高い教育・保育が行えるよう取り組んでいきます。

また、地域住民等との交流により、永年にわたって培われ伝えられてきた松江の文化や伝統を保育や教育に取り入れて質の向上につなげます。

施 策	内 容	具体的方策
就学前の教育・保育内容の指導監督の実施	・教育・保育の内容について、保育所・幼稚園等の指導監督を行います。	・保育所・幼稚園等の運営基準の確認*を行うなかで、教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育の内容について指導や監督を行います。
教職員に対する研修や指導の充実	・保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の教職員を対象に教育・保育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、相互の理解と連携を深めます。
	・保育所・幼稚園等に対し、保育や調理に関する指導を行います。	・幼児教育アドバイザー*、管理栄養士による訪問指導を実施します。 ・保育所・幼稚園等が行う自主研修を支援します。
	・公立幼稚園に対し、教育に関する指導を行います。	・公立幼稚園に対し、指導主事による訪問指導を行います。 ・松江市幼稚園教育研究会が行う初任者研修、実践発表会を支援します
地域等との連携による質の向上（再掲→4(1)②）	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、子どもの経験を広げます。	・子どもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、保育所・幼稚園等が行う地域住民との交流を支援します。
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用（再掲→2(2)①、4(1)②）	・公民館を中心に、教育・保育に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。 松江らしい

* 運営基準の確認

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、施設型給付等の財政支援を受ける施設等に対して、遵守すべき運営基準を定め、指導監督を行う。運営基準の中には保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則った教育・保育の提供が含まれる。

* 幼児教育アドバイザー

乳幼児の教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の保育所・幼稚園等を巡回して指導・助言等を行う職員。

(3) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進

①就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進

幼児期と学童期の連携を推進し、保育所・幼稚園・小学校がそれぞれの独自性を保ちながらも、同じ視点をもって子どもを見つめて教育・保育を行うことで、幼児期の教育の充実と小学校への滑らかな接続を図ります。

施 策	内 容	具体的方策
学びの基礎力の育成	・松江市内の保育所・幼稚園等で育った子どもを同じ視点で育て、学びの基礎力をもって小学校へ入学できるよう取組を進めます。 ・保幼小の職員が、年齢に応じた子どもの教育上の課題を共有できる取組を進めます。	・幼保育所・幼稚園等及び小学校の教職員を対象に、「松江市保幼小接続カリキュラム（平成 25 年 12 月作成）」を実践するための研修を行います。 ・同一小学校区内の保育所・幼稚園等で「学ぶ力」をつなげていくための場を設け、各小学校区内での一年間の過ごし方についての情報共有や連携を図ります。
一人ひとりの子どもの情報の共有化促進（再掲→5(5)①）	・保幼小の教職員の連携により、一人ひとりの子どもの個性を生かせるよう情報の共有化を進めます。	・研修会を保幼小合同で実施し、職員の連携促進を図ります。 ・就学に向けて、また就学後においても保幼小が連携し子どもの育ちを支えます。
保幼小の交流活動の推進	・就学前児童と小学校児童との交流活動等を推進し、小学校への円滑な就学を進めます。	・各保育所・幼稚園・小学校等で就学前児童と小学校児童との交流を継続して行います。
学園（中学校区）での連携推進（再掲→4(1)②）	・学園（中学校区）の保幼小及び地域との連携を推進します。	・各学園の学園教育推進会議等への保育所・幼稚園の代表者の委員参加を進めます。
円滑な接続に向けた家庭の支援	・保護者に向けて小学校生活の手がかりとなるような情報提供を行います。	・幼稚園・保育所・認定こども園と家庭が連携して「生活する力」を育み小学校生活の見通しを立てることができるように、情報共有の冊子等を保護者に提供します。

(4) 地域の教育力を活かした学校教育の充実

①地域の教育力を活かした学校教育の充実

確かな学力、豊かな心、健やかな体といった生きる力を育む学校教育を目指します。そのため、キャリア教育*やふるさと教育を中核に据えた小中一貫教育を進め、道徳、総合的な学習の時間、体験活動、学校図書館活用教育、情報活用教育などを充実し、体力の向上や生活習慣の改善を図ります。また、学園教育推進会議等との連携を図り、地域や保護者と一体となり地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

子どものいじめや暴力行為、不登校児童生徒、特別な支援が必要な児童生徒への対応など複雑多様化する子どもをめぐる問題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもとのコミュニケーションを図り、子どもがのびのびと育つ環境づくりを進めます。

施 策	内 容	具体的方策
小中一貫教育（学園教育）の推進（再掲→4(1)②）	・子どもたちの健やかな成長を図るために地域の教育力を生かし、幼児期から義務教育9年間の発達を見すえて、一貫した指導体制を構築します。	・学園（中学校区）ごとに、地域や児童・生徒の実態を踏まえ、それぞれの校区の特色を生かし、地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。
児童生徒の学力向上への取組	・小中一貫教育を基軸に各学校（中学校区）で共同した学力向上の取組を進めます。	・各学校で工夫した授業づくりを進めるため、指導主事による学校訪問指導を行います。 ・国・県等の学力調査事業を分析し、授業改善等対策に生かします。
情報・グローバル社会に対応できる子どもを育てる取組	・子どもたちの学習意欲を高め、主体的に伝え合い学び合う力を身に付けさせるために、教育の情報化を進めます。	・ICTを活用した授業*が行えるよう環境整備を行うとともに、情報活用能力の系統的な指導を行います。 ・情報リテラシー及びコミュニケーション能力の育成を推進します。
	・学校図書館活用教育で探究的な学習を進め、子どもの思考力・判断力・表現力等を育成します。	・学校司書を全小・中・義務教育学校に配置し、読書、学習、情報のセンター機能の充実を図ります。 ・公立図書館と学校図書館などとのネットワークを構築し、蔵書の共有化を進めます。
	・キャリア教育を実施し、グローバル社会の中で自立した生活ができる人材を育成します。	・小・中・義務教育学校が連携した系統的キャリア教育を推進するため、研修会や「まつえ『子ども夢☆未来』塾」の開催、職場体験学習などを行います。
	・「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ人材を育成するために、小中一貫教育による発達段階に応じた系統的なふるさと教育を行い、社会人になるための基礎的な力を育成します。	・小・中・義務教育学校でふるさとに関する学習を年間35時間以上実施します。 ・各校区の特色のある歴史文化、産業や特産物、環境などについて、体験を通して総合的に学べるよう取り組みます。 ・発達段階に応じて地域に貢献する活動を実施します。

	・外国語教育により、児童生徒の英語における聞く力や話す力を伸ばし、英語への興味関心やコミュニケーション能力を高めます。	・小・中・義務教育学校及び女子高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置します。 ・子どもたちが英語を学んだ成果を発揮できるよう、各種コンテスト等を実施します。
体育・健康教育の充実	・「かしこい体*づくり」と「体力の向上」を推進します。	・体育の指導主事による、研修会の開催や学校訪問による体育授業の指導を行います。
	・健康的な生活習慣の育成を目指します。	・各校での保健学習や保健指導を通し生活習慣病予防や正しい食習慣の定着の推進に努めます。
	・電子メディアが子どもに及ぼす影響を踏まえ、正しい生活習慣と情報を正しく活用する能力を身に付けるよう支援します。	・メディア漬けから子どもを守る健全育成事業を実施します。（メディア学習推進員の派遣、メディア教育研修会・講演会の開催）
きめ細やかな児童生徒への指導と支援	・不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。	・小・中・義務教育学校にサポートワーカー等を配置し、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を充実します。 ・青少年相談室での相談活動や学習活動を充実させ、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を支援します。
	・誰もが居心地がいい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。	・アンケート QU*を活用して子どもの学級に対する満足度を確認しながら、親和的な学級集団づくりを進めます。
	・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。	・学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。
小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実	・小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実を図ります。	・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とする子どもたちの支援を行う特別支援教育支援員を配置します。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助を行う特別支援学級介助員を配置します。 ・指導主事等による小・中・義務教育学校の訪問指導や相談を行います。 ・教職員を対象とした研修会を開催します。

*** キャリア教育**

個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。

*** ICTを活用した授業**

学校教育の場に情報通信技術（ICT）を活用すること。電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指すことが多い。

*** アンケート QU**

子どもたちの学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる質問紙。

*** かしこい体**

『松江市保幼小接続カリキュラム』の中で掲げた3つのつけたい力（かしこい体・生活する力・学ぶ力」）のひとつ。
学習に向かうための力の基盤が整っている体のこと。

(5) 学校教育等における人権教育

①学校教育等における人権教育

小・中・義務教育学校においては、一人ひとりの人権を尊重する考え方や他人を思いやる心が持てるよう基礎学習としての人権教育の充実を図ります。

保育所・幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む教育・保育を推進します。

施 策	内 容	具体的方策
学校教育における人権教育の推進	・学校における人権教育を推進することにより、子ども・教職員の人権意識を高めます。 ・教職員人権教育研修会の中で「子どもの権利条約」について学習を進めます。	・様々な人権課題について、教科や道徳科などを通じて、子どもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。 ・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図るとともに、教職員人権教育研修会の中で「子どもの権利条約」について理解を深めます。
保育所・幼稚園等における人権教育の推進	・保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、人権教育を推進し、子どもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・教育・保育活動全体を通じて日常的に人権教育の推進に取り組みます。 ・保育所・幼稚園・認定こども園の訪問指導を実施し、教職員の資質向上を図ります。 ・保育所・幼稚園等の教職員を対象に、人権に関する研修を実施します。

(6) 青少年の育成

①青少年の育成

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域が一体となって自然・歴史・文化・産業などの地域資源を活用した青少年の育成環境の充実に努めます。

また、体験学習や異世代交流などの地域活動に、青少年や保護者等の参加を促進しながら、各地域の青少年健全育成活動の活性化に努めます。

悩みを抱える青少年や家庭に対しては、関係機関やボランティアと連携・協力した支援ができる体制を充実していきます。

施 策	内 容	具体的方策
体験学習の充実	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動に子どもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、子どもたちと地域との交流を推進します。
青少年健全育成の推進	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。
青少年支援センターの充実	・関係機関との連携強化、支援ボランティアネットワークの構築、支援活動に取り組みます。	・電話、来所による相談や、悩みを抱える青少年などの生活支援、就労支援、学習支援を実施します。

2 子どものための保護者支援

(1) 親子の健康づくり

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また近年、低出生体重児割合の増加、周産期医療機関からの連絡票の増加など、産後の支援を要する親子が増えています。

親子を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況において、子育て世代包括支援センターでは、安心して出産・育児に取り組めるよう関係機関と連携して切れ目ない支援を行うとともに、妊娠中から妊婦やその家族が主体的に自らの生活や健康に関心を持てるような環境づくりを推進します。また、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を温かく見守り支える地域づくりを推進します。

①切れ目ない妊産婦・乳幼児期から学童期への支援の充実

施 策	内 容	具体的方策
妊婦の健康づくり	・安心して子どもを生むことができる環境をつくります。	・母子保健コーディネーターの配置及び子育て支援分野との連携により、多岐にわたるサービス調整、総合的な相談対応を実施するとともに、妊娠・出産に係る知識の普及啓発に努めます。 ・妊婦健診の14回の助成を継続し、定期的な健康チェックの機会の確保と、経済的負担の軽減を図ります。量の見込み 2(2)⑫ ・高齢妊婦への対応を充実させます。 ・ハイリスク妊産婦や育児不安・養育問題を持つ親子の把握と、早期からの健康づくり・育児支援を行います。 ・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な妊婦の把握に努め、訪問、電話等により支援します。 ・父親の妊娠出産育児に対する知識を深めるための学習の機会を提供します。 ・妊婦とパートナーに対し、歯科検診を実施し、歯と口腔の健康づくりを推進します。
産婦の健康づくり	・安心して子育てできる環境をつくります。	・産後の安心・安全を目的とした産後ケア（宿泊型、滞在型）のあり方について、関係機関との検討を進めます。 ・保健所や産科医療機関などと、親子の健康管理上の課題を共有し、切れ目ない妊娠・出産支援体制の整備を検討します。
	・育児不安やストレスの把握と軽減を図ります。	・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な親子の把握に努め、「こんにちは赤ちゃん訪

		問」等により、タイムリーに産後の相談・支援を実施します。
不妊治療の支援	・不妊で悩む夫婦を支援します。	・医療保険適用の不妊治療及び人工授精に対し、自己負担の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 ・特定不妊治療（体外受精及び顕微鏡受精）を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成します。
乳幼児の健康づくり （再掲→5(2)②）	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。量の見込み 2(2)⑤ ・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。量の見込み 2(2)⑥ ・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診を継続して実施します。 ・各種健康教育、健康相談を継続して実施します。 ・各健診において子どもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談等の場で適切な支援につなぎます。 ・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」等を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。 ・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、専門スタッフが個別の相談に応じます。
子どもの急病に対応できる環境の整備	・子どもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。	・子どもの急病時の不安解消や対処方法の参考となる情報をホームページで周知します。 ・休日・夜間の子どもの急病で心配なときに電話で相談ができる#8000（島根県子ども医療電話相談）を周知します。 ・市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。
疾病や障がいのある子どもを持つ保護者等への支援（再掲→5(5)①）	・多様な背景を理解し、的確な保護者支援を実施します。	・各種保健福祉事業を通し、要支援児、要支援家庭の早期発見と、早期支援体制づくりに努め、関係機関との連携を強化します。 ・長期療養児、慢性疾患児に対する相談支援の充実に努めます。 ・早期発見、早期支援における乳幼児健診等の情報活用のあり方を検討します。
学童期の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・心やからだの健康に関する課題について学校保健や関係機関との連携を強化します。

②子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

施 策	内 容	具体的方策
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり（再掲→4(1)②,5(1)①）	・母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と協働して実施します。 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりの推進について検討します。 ・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援の推進について検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①家庭への子育て支援

子育て家庭における子育ての負担や不安や孤立感を和らげるため、質の高い子育て支援を安定して提供できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたって市民が相談しやすい体制をつくります。

各地域の子育て支援センターなどを拠点に、子どもとその家族がいつでも集い交流ができる場の提供や子育てサークルの支援を行うほか、訪問型の子育てサポート事業やファミリーサポートセンター事業の利用促進を図ります。

母子保健推進員・民生児童委員等の地域の保育支援者と連携した公民館での乳幼児教室や出前講座を行い、地域における育児支援の輪を広げます。

さまざまな媒体を利用し、子育てに関する情報を提供するとともに育児相談に応じていきます。

施 策	内 容	具体的方策
利用者支援事業*の実施による相談体制の充実 (再掲→5(2)②)	・保護者が子育て支援事業や教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。 量の見込み 2(2)① 松江らしい
子育て支援情報の提供の充実 (再掲→5(2)②)	・ホームページやツイッター、新聞、TV などを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子健康手帳アプリ」「赤ちゃん手帳」「子育て支援センターだより」やホームページ、ツイッターなどの充実に引き続き努めます。
子育て支援拠点事業の充実 (再掲→5(2)①)	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライト*や公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。 量の見込み 2(2)⑦
訪問型子育てサポート事業の利用促進 (再掲→5(2)②)	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスをを行います。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。 ・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。
多胎児養育家庭サポート事業 (再掲→5(2)②)	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へ派遣し、家事・育児・外出支援を行います。(48 時間/年、みつごは 96 時間/年)利用料は無料です。

ファミリーサポートセンター事業の利用促進 (再掲→5(5)①)	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まっえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、ツイッターなどを活用し、事業の周知を図ります。 量の見込み 2(2)⑨の一部、⑩の一部、⑪の一部
子育て自主サークル等への支援 (再掲→4(1)②)	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。
公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師等が参画し協力するなどの支援を行います。
地域との連携 (再掲→4(1)②)	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。 松江らしい
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所・幼稚園等が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用 (再掲→4(1)②)	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に子育て支援に携わる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。 松江らしい

*利用者支援事業

子どもや保護者が、多様な教育・保育や子育て支援事業の中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを円滑に利用できるよう、情報提供や助言を行う事業。

②多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施

共働き家庭の増加や核家族化の進展、就労形態の変化などに伴い、保護者が求める公的な支援は多様化しています。子育てと仕事の両立を希望する方を支援するため、働き方に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

子どもが就学した後の共働き家庭を支援するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし多様な体験・活動ができるよう、放課後の児童対策を実施します。

施 策	内 容	具体的方策
保育サービスの充実	・働き方に応じた保育サービスを提供し、子育てと仕事の両立支援や在家庭での子育て支援を行います。	・延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり保育等地域子育て支援事業の拡充に努めます。 量の見込み 2(2)②、⑨の一部 ・幼稚園で一時預かり保育を実施します。 量の見込み 2(2)⑧ ・待機児童を受け入れる「緊急一時預かり」を実施します。

放課後子ども総合プラン*	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後子ども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室を令和6年度までに24箇所設置します。 ・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。 ・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	・校区ごとの公設地元運営を基本としますが、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。 量の見込み 2(2)③ ・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。 松江らしい ・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されよう支援していきます。
放課後子ども教室推進事業	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。
特別支援学級在籍児童の長期休業中の預かりの実施	・市立小学校の特別支援学級に在籍し、児童クラブに在籍していない児童を夏休み期間中に預かり、児童の健全育成並びに保護者の就労支援や育児負担軽減を図ります。	・2校程度の小学校で実施します。
病児・病後児保育の実施	・集団保育が困難な病気療養中及び回復期の児童を預かります。	・病児・病後児保育を継続して実施します。 量の見込み 2(2)⑩
トワイライトステイ事業*の実施	・夜間の保護者の仕事や病気などの際、児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業の実施を検討します。	・ひとり親家庭や夜間に仕事が多い家庭などを支援するため、トワイライトステイ事業の実施を実施します。 量の見込み 2(2)⑨
子育て短期支援（ショートステイ）事業*実施	・子育て短期支援（ショートステイ）事業の実施を検討します。	・保護者の疾病、出産、また仕事の出張などにより、家庭において子どもを一時的に養育することが困難となった場合に支援を行う子育て短期支援（ショートステイ）事業を実施します。 量の見込み 2(2)④

認可外保育施設利用に対する支援	・認可外保育施設を利用する児童・保護者に対して支援を行います。	・保護者が円滑に認可外保育施設を利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。 ・国・県の制度を活用して支援を行います。
-----------------	---------------------------------	---

*** 放課後子ども総合プラン**

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、文部科学省と厚生労働省両省が進めるプラン。松江市は放課後児童クラブ・放課後子ども教室いずれも教育委員会所管事業である。

*** トワイライトステイ事業**

夜間に仕事等の理由により家庭で子どもを保育することが困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

*** ショートステイ事業**

家庭で子どもを保育することが困難な場合や、母子を保護することが必要な場合に、一時的に子どもを預かる事業。利用期間は原則 7 日以内。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実

①教育・保健・福祉・医療等が連携した相談支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもへの支援については、保護者との情報共有に努めながら、就学前から中学校や高校まで、切れ目のない継続した支援を受けることができるようにすることが大切です。そのために、乳幼児期・学齢期・青年期のそれぞれのステージにおいて一貫した相談支援が可能となるよう、「発達・教育相談支援センター『エスコ』」（以下「エスコ」という。）を相談拠点に、教育・保健・福祉・医療等が連携した相談支援体制を構築し、一人ひとりの子どもに応じた成長・発達を促します。

※条例・規則などで用いられている文字は、「害」（漢字）で表記しています。

施 策	内 容	具体的方策
教育・保健・福祉・医療等が連携した一貫した乳幼児期からの早期発見・相談支援体制の充実、及び早期からの特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とする子どもに対して、教育・保健・福祉・医療等の各機関が連携した相談支援体制を充実します。	・関係機関が情報を共有し、乳幼児期から青年期に向けた一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。 ・保護者に寄り添い、在籍所・園と連携し丁寧な就学相談を行います。 ・サポートファイル「だんだん」*の活用により、一貫した支援体制を推進します。
	・保育所・幼稚園等における特別支援教育の充実を図ります。	・指導主事等により、保育所・幼稚園等の訪問指導や相談を行います。
	・各関係機関や団体等との連携を推進し、発達障がい等への対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。	・関係機関連絡会議等を開催します。 ・特別な支援が必要な幼児の療育*の充実を図ります。 ・心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）*を引き続き実施します。 ・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。 ・保護者を対象とした子育て支援講座を開催します。
母子保健事業における支援（再掲→5(5)①）	・各種健診において、特別な支援を必要とする子どもが、適切な支援につながるよう取り組みます。	・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診において、保護者に子どもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談やエスコの相談等の場で適切な支援につなぎます。 ・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。

*サポートファイル「だんだん」

特別な支援を要するお子さんが、望ましい継続した支援を受けることができるように、お子さんに関するいろいろな情報を保護者の方や関係機関が共に記入したり、相談支援を受けた段階で出てくるお子さんの資料を綴ったりするためのファイル

*療育

発達や行動面等に課題のある子どもに対し、一人ひとりのニーズに合わせてプログラムを作成し、個別指導を行うもの。（エスコで実施する「にこにこ教室」）

***心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）**

発達の遅れ（疑いを含め）のある乳幼児及びその保護者が、遊びを中心とした小規模集団活動を共に行うことにより、子どもの発達を促すことや保護者を支援して行くもの。対象者は乳幼児健康診断・発達健康相談・医療機関等から紹介を受けた乳幼児とその保護者。

②障がいのある子どもに対する支援体制の充実

障がいのある子どもが、将来にわたって地域社会で安心して暮らせるように、総合相談窓口である「松江市障がい者基幹相談支援センター絆*」と「エスコ」、特別支援学校等が連携した支援体制の充実を図ります。

また、保護者や学校に対し、障がいがある子どもが利用できる福祉サービスや地域での取組を情報提供し、在宅や施設等での支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
障がいのある子どもが地域で体験活動と交流ができる取組	・障がいのある子どもたちが、地域の人と交流できる環境づくりを継続して行います。	・公民館だより、社協だより、ホームページ等を活用し、地域等での取組を、広く周知します。 ・地域での働く体験を支援する「しごとチャレンジ」事業を実施します。 ・障がいのある子どもたちの地域での交流事業を支援します。 ・あいサポーター研修や出前講座を通じて、地域の理解者の増を図ります。
福祉サービスによる障がいのある子どもへの支援の充実	・障がいのある子どもに関する相談支援体制の充実と、成長段階に応じた切れ目ない支援を行います。	・「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として、エスコ、特別支援学校を始め関係機関との連絡会や研修等を通じて連携を強化します。 ・障がい児支援連携会議において、障がいのある子どもに対する支援に係る課題の抽出と共有を行っていくとともに、関係機関・組織の連携により、当該課題の解決を図っていきます。
	・福祉のサービスや制度を必要な方が確実に利用していただけのように、本人・家族への制度周知及びコーディネートを行うとともに、研修等により、各福祉サービスの一層の質の向上を図ります。	・保護者、学校や医療機関に対して、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい福祉サービスに関する情報を広く分かりやすく提供します。 ・保護者が病気等の際、障がいのある子どもの一時的な預かりを行うレスパイト事業や日中一時支援・短期入所等のサービスを提供します。 ・各種研修・講座を通じて、各障がい福祉サービスについて、一層の質の向上を図ります。

***松江市障がい者基幹相談支援センター絆**

障がいのある人の暮らしのサポートを目的とした総合的な相談窓口。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種相談対応や情報提供を行うとともに、地域における支援の体制づくりを行っている。

(4) 家庭や地域の子育て力向上

①家庭や地域の子育て力向上

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が父母（子どもの祖父母）や地域の人々から子育てについて助言を得ることが少なくなっているだけでなく、子どもの健やかな育ちを支える地域の力の低下も懸念される状況です。

保護者が親として成長することを支援するため、また子どもの健やかな育ちを支える地域を実現するため、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。

施 策	内 容	具体的方策
家庭や地域の子育て力向上の推進（再掲→4(2)①）	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。 ・保育所・幼稚園等で行われる子育て講座開催を支援します。
	・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組みます。	・PTA や保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割や子どもとの関わり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり気づいたりすることができる講座の開催を支援します。 ・親楽ファシリテーターの養成をします。また、親楽ファシリテーターの交流及び研修として「親楽カフェ」等を開催します。さらに広報紙を発行し、活動の様子等を紹介します。
保護者への電子メディア対策の推進	・電子メディアが子どもの成長や発達に及ぼす影響を踏まえ、保護者が望ましい活用方法を身に付けるよう支援します。	・母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に、メディアに関するチラシ等を配布し保護者に対して意識啓発を行い、子どもの望ましい生活リズムづくりにつなげます。 ・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校で行われる保護者を対象とした研修会に、講師を派遣する等の支援を行います。 ・各校及び学園（中学校区）一斉のメディアコントロールウィークの実施、学習公開日におけるメディア学習等を通して、保護者への啓発を図るとともに子どもの自己コントロール能力を育成します。

(5) 保護者負担の軽減

①保護者負担の軽減

保護者支援の視点から、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

施 策	内 容	具体的方策
子どもの医療費負担の軽減	・医療費助成を継続して実施し、経済的な負担を軽減します。	・小学6年生までの医療費を無料にします。
就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減	・利用者負担の軽減により、経済的支援を行います。	・保育料軽減を継続して実施します。 ・小学6年生以下に兄弟姉妹がいる世帯のうち第3子以降の子どもの保育料を無料にします。 ・小学6年生以下に兄弟姉妹がいる世帯のうち第3子以降の子どもの副食費を無料にします。
幼児教育・保育の無償化	・幼児教育・保育の無償化を円滑に実施します。	・幼児教育・保育の無償化が円滑に実施できるよう各施設ごとの無償化の内容を掲載したチラシを作成する等きめ細やかな周知を行います。 ・幼児教育・保育の無償化に伴う事務手続き等が対象世帯の負担とならぬよう現物給付や代理受領を行うことで事務的負担を軽減します。

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

①ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加に伴い、父子家庭・母子家庭といったひとり親家庭が増えています。子育てと生計を一人で担う必要があるひとり親家庭に対して、自立のための支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
子育て・生活支援 (再掲→5(3)①,5(5)①)	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談を受け、家庭の状況に応じた支援を行います。 ・関係機関と連携して生活支援や就業支援を行います。 ・市や関係機関が実施する支援制度などの情報提供を行います。
就業支援 (再掲→5(3)①)	・「ひとり親家庭総合相談コーナー」*を核として就業支援を行います。	・「ひとり親家庭総合相談コーナー」*を核とし、「ハローワークプラス」*やその他の関係機関と連携しながら就業支援を行います。
経済的支援 (再掲→5(4)①)	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。	・児童扶養手当の給付を行います。
	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業の利用料金、小児慢性医療費助成、未熟児養育医療助成などについて、経済的な負担の軽減を行います。 ・医療費が1割負担となる福祉医療助成について、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院 2,000 円、入院外 1,000 円とし、経済的な負担の軽減を行います。
養育費の確保 (再掲→5(2)②)	・養育費取得に関する法律相談等の情報提供	・養育費の取得について、法テラスや県が実施する法律相談や公正証書作成費用等の補助制度に関する情報を提供します。
	・面会交流支援	・子どもとの面会交流について、子どもの健やかな育ちを確保するとともに、養育費の支払い意欲にもつながるため、家庭相談課と相談しながら支援を行います。
各機関、他自治体との連携 (再掲→5(5)①)	・各種相談機関との連携	・ハローワーク、社会福祉協議会、男女共同参画センター、青少年支援センター、島根県地域若者サポートセンターなど関係諸機関と連携し、ひとり親家庭の総合的な支援を行います。
	・中核市との情報交換	・より質の高い市民サービスを提供するため、他の中核市との情報交換及び先進自治体の施策等の研究を行います。

***ひとり親家庭総合相談コーナー**

ひとり親の就労や住居、貸付、離婚（離婚前含む）などの相談に母子・父子自立支援員が応じ、問題解決へのアドバイスや自立に向けた様々な支援に関する情報提供を行っている。

平成 28 年 7 月開設 母子・父子自立支援員 4 名による窓口相談・メール相談等を実施している。

***ハローワークプラス**

松江市役所本庁内にあるハローワークの常設窓口であり、主に生活保護受給者・ひとり親家庭等生活に困窮している方へ松江市とハローワークが連携し、ワンストップで就労による自立のための支援を行っている。平成 29 年 10 月開設。2 名の相談員が母子・父子自立支援員と連携し、担当制による就労支援を行っている。

3 子どものための安全・安心の環境づくり

(1) 大人に対する子どもの人権尊重の啓発

①大人に対する子どもの人権尊重の啓発

家庭・地域の大人など子どもを取り巻く大人が、正しい人権感覚を持って子どもと接し、子どもが人権を尊重されてのびのびと育つことができるよう、家庭や地域社会における人権教育・啓発に取り組めます。

施 策	内 容	具体的方策
家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進	・ 市民一人ひとりが家庭・地域において、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、人権教育の推進及び市民啓発に努めます。	・ 各地域人権教育推進協議会や公民館による地域ぐるみの人権教育の推進を図ります。 ・ 市民啓発事業を実施し、幅広い市民にさまざまな人権課題について啓発の機会を提供します。

(2) 児童虐待防止

①児童虐待防止

養育支援を必要とする家庭を出産前から早期に把握し、虐待の発生予防を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係者による虐待の早期把握と早期対応に努めます。そして、虐待通告時には迅速で適切な介入・対応を引き続き行います。

複雑化する虐待問題に対応するためにネットワークの連携強化を図り、リスクの判断や情報共有を密にしながら効果的な支援を行うよう努めます。

施 策	内 容	具体的方策
児童虐待の予防事業の充実 (2(1)①②の関連項目をまとめて再掲)	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。 ・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」（保健師や助産師の全戸訪問）による支援を行います。 ・出産後に家族からの育児支援が受けられず、他のサービスも利用できない状況で、養育が困難な家庭にヘルパーを派遣します。 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、地域での見守りや支え合う体制を整備し推進します。
児童虐待の早期発見と支援の充実	・児童虐待に関する啓発活動を行います。 ・保健・医療・福祉・教育関係者や学識経験者などで構成する要保護児童対策地域協議会で、児童虐待を含む要保護児童等の実態及び課題を共有し支援します。	・主任児童委員による子どもの健全育成を目的とした紙芝居等を行います。 ・11月の児童虐待防止推進月間でポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行います。 ・市民を対象にした出前講座を行います。 ・年1回の代表者会議、年8回の実務者会議、必要に応じて実施する個別事例検討会議を開催します。 ・対応する職員は各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。 ・保育士、幼稚園教諭、教員、保健師等に対し、児童虐待の早期把握・早期支援の対応力を高めるための研修を行います。
社会的養護体制の推進	・被虐待児童等保護を必要とする子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、人権を保障され、かつ自立のために適切な援助が受けられるよう県と連携して支援を行います。	・児童相談所と連携し里親制度の啓発を行います。 ・里親からの相談に対応します。 ・里親や児童養護施設も要保護児童対策地域協議会の委員として参加し、要保護児童等の実態及び課題の共有を行います。

(3) 貧困世帯の子どもへの対応

① 貧困世帯の子どもへの対応

「子どもの貧困の連鎖」を解消するため、生活保護世帯における不登校の生徒への支援を引き続き行うとともに、生活困窮世帯の中学３年生に対する学習支援にも取り組みます。

施 策	内 容	具体的方策
生活保護世帯への支援 (再掲→5(1)①)	・生活保護世帯における不登校の生徒への支援を行います。	・福祉と教育が連携し、不登校の生徒がいる世帯の状況を把握し、世帯に応じた個別の支援策を講じていきます。
生活困窮世帯への支援 (再掲→5(1)①)	・生活困窮世帯の中学３年生に対する学習支援を行います。	・生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の中学３年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。

(4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動

①子どもを犯罪などの被害から守るための活動

子どもが被害にあう事件や事故が多様化している中、本市においても子どもたちを取り巻く環境の悪化が懸念されています。

学校・家庭・関係機関が連携し地域が一体となって、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

施 策	内 容	具体的方策
子どもの安全対策 (再掲→4(1)②)	・子どもに対する交通安全教育や防犯教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園等・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。	・交通安全地区教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。
	・スクールバス、生活バスなどの利用も含め、登下校の安全確保を図ります。	・必要な地域においては、スクールバスを引き続き運行し、登下校時の安全を確保します。
	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。 ・登下校時の見守り活動などを推進します。
	・通学路安全推進会議の開催と通学路交通安全プログラムの実施を行い、通学路の安全確保に努めます。	・関係者による通学路安全点検と危険箇所改善要望箇所の現場点検を通し、通学路の安全対策を実施します。
ネットトラブルやネット犯罪から子どもを守るための予防と対策の推進	・ネットによるトラブルや犯罪の予防についての学習や研修会を実施します。 ・子どもたちのネットによるトラブルや犯罪が発生した場合、早急に保護者や関係機関と連携を図り対処します。	・子どもの発達段階に応じた内容を系統的に配列した学習を実施します。(例：個人情報の保護、フィルタリングの必要性、誹謗中傷やネットによるいじめ等について) ・ネットによるトラブル等が発生した場合、子どもが加害者や被害者にならないようトラブルや犯罪の内容を把握し、学校と保護者、関係機関が連携して解決し、再発の防止に努めます。
防犯灯・道路照明灯などの整備 (再掲→4(1)②)	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくります。	・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し助成を行います。 ・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。 ・PTAや学校と連携しながら、子どもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。

地域における防犯ボランティア活動の支援 (再掲→4(1)②)	・ 防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくれます。	・ 防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。
防犯チラシなどの配布	・ 警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組みます。	・ 関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出により、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。

4 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

(1) 子どもと子育てを地域で支える取組の促進

①結婚や出産を応援する環境を整える

未婚化・晩婚化の改善のため、独身男女が結婚相手に出会う機会の創出を推進します。

また、性別に関わらず全ての人が、仕事と家庭生活が自らの希望するバランスで選択や実現ができるよう、松江市男女共同参画推進条例及び松江市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画促進のための取組を進めます。

施 策	内 容	具体的方策
結婚対策の充実	・結婚を望む独身男女が互いに出会う機会を創出します。	・中海・宍道湖・大山圏域の市町村等が一体となった実行委員会を組織し、出会い創出イベントを島根、鳥取両県で開催します。
	・関係団体が連携し、結婚への機運醸成を図ります。	・関係団体による結婚支援プロジェクトの推進体制を構築します。 ・松江市婚活支援総合相談窓口を開設し、婚活支援員による市民への情報提供や団体間のコーディネートを行います。
男性の育児参加促進	・男性を対象とした男女共同参画学習を実施します。	・男性を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。 ・家事、育児、介護などに関する学習の場に多くの男性が参加できるよう積極的な呼びかけを行い、参加を促します。

②地域全体で子育てを支える取組

行政、企業、NPO等の団体など地域社会のあらゆる構成員が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が協働してより積極的に子育て支援にかかわることが大切です。

地域と行政が連携して、子どもと子育て家庭を支える取組を促進します。

施 策	内 容	具体的方策
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用 (1(2)③から再掲)	・公民館を中心に、教育・保育に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集のうえ、リスト化し活用方法を検討します。 松江らしい
小中一貫教育（学園教育）を地域で支える取組の推進 (1(3)①、1(4)①をまとめて再掲)	・学園（中学校区）ごとに、保育所・幼稚園等・小・中・義務教育学校が地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	・各学園の学園教育推進会議において連携を促進します。 ・学園教育推進会議への保育所・幼稚園等の代表者の委員参加を進めます。

保育所・幼稚園等における地域等との連携による教育・保育の質の向上の促進（1(2)③から再掲）	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、子どもの経験を広げます。	・子どもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、保育所・幼稚園等が行う地域住民との交流を支援します。
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり（2(1)②から再掲）	・母子保健推進員や食生活改善推進員と、地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員、食生活改善推進員と協働して実施します。 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりの推進について検討します。 ・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援の推進について検討します。
健康に関する地域団体と行う「食育」「歯育」活動の展開（1(1)②の関連項目をまとめて再掲）	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、保育所・幼稚園等、学校など、情報交換や連携を推進し、食と歯の地区活動を展開していきます。	・地区活動を主軸とし、関係団体等との活動を通して身近な場で、食と歯の連動した意識啓発を行います。
子育て自主サークル等への支援（2(2)①から再掲）	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。
子育て支援事業における地域との連携（2(2)①から再掲）	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所・幼稚園等が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。
地域と連携した放課後づくり	・子どもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・子どもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、子どもに関わる活動団体・組織が連携して、子どもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。 松江らしい
家庭や地域の子育て力向上の推進（2(4)①から再掲）	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。 ・保育所・幼稚園等の子育て講座開催を支援します。

	・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組みます。	・PTA や保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割や子どもとのかかわり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり、気づいたりすることができる講座の開催を支援します。 ・親楽ファシリテーターの養成をします。また、親楽ファシリテーターの交流及び研修として「親楽カフェ」等を開催します。さらに広報紙を発行し、活動の様子等を紹介します。
地域と連携して行う子どもの安全対策 (3(4)①から再掲)	・子どもに対する防犯教育や交通安全教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園等・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。	・交通安全教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。
	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。 ・登下校時の見守り活動などを推進します。
防犯灯・道路照明灯などの整備 (3(4)①から再掲)	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくれます。	・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し助成を行います。 ・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。 ・PTA や学校と連携しながら、子どもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。
地域における防犯ボランティア活動の支援 (3(4)①から再掲)	・防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくれます。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。

(2) 遊び場・生活環境の充実

① 遊び場・生活環境の充実

子どもたちはいろいろな遊びの中で人間関係を学んでいきますが、現在は外遊び、集団遊びの経験が少なく、一緒に遊ぶ仲間も少ない状況です。そのため、遊び場の情報提供を充実するとともに、子どもを持つ親の声も聞きながら公園の整備を計画的に進めていきます。併せて「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえ、妊婦や親子連れが出かけやすい環境を整備していきます。また、小学生の放課後の過ごし方についても、地区によっては帰宅後近隣の同年代の子で集まって自由に遊ぶことが難しい状況があります。

施 策	内 容	具体的方策
公園などの施設の利用促進	・身近な遊び場の情報を提供します。 ・公園整備を計画的に進めます。	・「おでかけマップ」やホームページの充実により、身近な遊び場の利用を促進します。 ・地元のニーズも踏まえながら、既存公園での老朽化した遊具の更新等をはじめ、子どもたちが行きたくなる公園となるよう計画的に公園整備を進めます。 ・児童遊園地整備補助制度を継続し、町内会等が維持管理する公園の環境整備を支援します。
児童館による遊び場の提供（1(1)①から再掲）	・子どもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・引き続き東津田児童館、八雲児童センターを運営します。
妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備	・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めます。	・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場を整備します。 ・公園をはじめとする市内公衆トイレにおいて、優先整備ゾーンや整備するトイレのランクを定めた「松江市公衆トイレの整備計画」を策定し、あらゆる方々が利用しやすいトイレ環境になるよう計画的に整備を進めます ・おむつ替えや授乳などができる施設をホームページなどで紹介します。

(3) 企業における仕事と子育ての両立支援

① 企業における仕事と子育ての両立支援

まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの会員事業所に、国・県・市の支援制度等の情報を提供し、仕事と子育ての両立が図れる職場環境づくりを進めます。

施 策	内 容	具体的方策
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	・安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。	・まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの活動を通じて、仕事と育児・介護などの家庭生活との両立が図れるよう、職場環境づくりを進めます。

5 子どもの貧困対策

(1) 教育の支援

①教育の支援

希望に沿った教育段階への進学ができるよう、学校におけるきめ細かな支援はもとより、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行います。また、子ども自身が様々な問題を直接相談できる体制を整え、適切な支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
生活保護世帯への支援 (3(3)①から再掲)	・生活保護世帯における不登校の生徒への支援を行います。	・福祉と教育が連携し、不登校の生徒がいる世帯の状況を把握し、世帯に応じた個別の支援策を講じていきます。
生活困窮世帯への支援 (3(3)①から再掲)	・生活困窮世帯の中学3年生に対する学習支援を行います。	・生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の中学3年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。
奨学金の貸与・給付	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。 ・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。
就学援助制度	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。	・給食費や学用品費など学校に必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。
スクールソーシャルワーカー*を活用した支援	・学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用します。	・不登校をはじめとする生徒指導上の課題を持つ学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して保護者支援や福祉等との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境へ働きかけて改善や解決を図ります。
サポートワーカー*等を活用した支援	・不登校や問題行動など、多様な課題を抱える子どもに対し、寄り添いながら適切な支援を行うサポートワーカー等を学校に配置して校内外の連携を図ります。	・サポートワーカーや子どもと親の相談員が、関わる子どもや家庭について校内で情報共有し、ヤングケアラー*などの早期発見に努め、関係機関と連携して解決を図ります。
いじめ相談電話ホットライン	・子どもや保護者が相談できる直通の電話を設置します。	・いじめに関する相談だけでなく、友人関係、学校生活、家庭生活、子育ての悩みなど広く相談に応じます。

*スクールソーシャルワーカー（SSW）

困難な課題を抱える児童生徒やその家庭に対し、関係機関と連携して福祉的支援の充実を図ったり、重大事態への専門的対応を行ったりする者。

*** サポートワーカー**

不登校や問題行動等の生徒指導上の課題を抱える児童生徒に対し、自学室や相談室を拠点とした校内での支援に加え、家庭訪問や関係機関との連携等による校外での支援を行う者。

*** ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

(2) 生活の支援

①居場所づくり

困難な状況に置かれている家庭や子どもが社会的な孤立に陥ることのないよう、子どもの健全な遊びや親子での交流ができる場の提供等を行います。

施 策	内 容	具体的方策
児童館による遊び場の提供 (1(1)①から再掲)	・子どもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・引き続き東津田児童館、八雲児童センターを運営します。
子育て支援拠点事業の充実 (2(2)①から再掲)	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトや公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。 量の見込み 2(2)⑦
居場所づくりにかかる相談支援	・子どもの居場所づくりを行う団体に対し、情報提供を行うとともに、適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・活用可能な補助金等の情報収集を行い、リストを作成します。

②相談支援

家庭や子どもが抱える問題などを早期に発見し適切な支援につなぐため、地域の身近な相談機関の充実や家庭への各種訪問の機会を用いた相談支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
地域の相談機関の充実	・保育所、認定こども園、幼稚園が地域の子育て相談機能を担います。	・妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援を行う施設が相談機能の役割を担い、かつ、行政と密接な連携を図ることで、様々な支援メニューにつなぐ方策について検討します。 新 規
子育て世帯訪問支援事業	・ヘルパーや子育てホームサポーターによる家事・育児の支援	・ヘルパーや子育てホームサポーターが、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 新 規

ヤングケアラー・コーディネーター*を活用した施策	スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめ、あらゆる関係機関、関係者と連携し、適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化を図るため、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置を検討します。	ヤングケアラー・コーディネーターについて、他自治体の例も参考にしながら、配置について検討します。
子どもからの相談対応	・学校、保育所等における子どもからの相談対応	・貧困等、子どもの困りごとについて、学校や保育所等で相談しやすい環境の整備に努め、子どもの声に耳を傾けながら、早期発見により必要な支援につなげます。
乳幼児の健康づくり (2(1)①から再掲)	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。 量の見込み 2(2)⑤ ・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。 量の見込み 2(2)⑥ ・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、専門スタッフが個別の相談に応じます。
子育て支援拠点事業の充実 (2(2)①から再掲)	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトや公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。 量の見込み 2(2)⑦
利用者支援事業の実施による相談体制の充実 (2(2)①から再掲)	・保護者が子育て支援事業や教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。 量の見込み 2(2)① 松江らしい
訪問型子育てサポート事業の利用促進 (2(2)①から再掲)	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスをを行います。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。

多胎児養育家庭サポート事業 (2(2)①から再掲)	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へ派遣し、家事・育児・外出支援を行います。(48時間/年、みつごは96時間/年)利用料は無料です。
養育費の確保 (2(6)①から再掲)	・養育費取得に関する情報提供	・養育費の取得について、法テラスや県が実施する法律相談や公正証書作成費用等の補助制度に関する情報を提供します。
児童虐待の予防事業の充実 (3(2)①から再掲)	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。 ・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」(保健師や助産師の全戸訪問)による支援を行います。 ・出産後に家族からの育児支援が受けられずまた、他のサービスも利用できない状況で、養育が困難な家庭にヘルパーを派遣します。
子育て支援情報の提供の充実 (2(2)①から再掲)	・ホームページやツイッター、新聞、TVなどを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子健康手帳アプリ」「赤ちゃん手帳」「子育て支援センターだより」やホームページ、ツイッターなどの充実に引き続き努めます。
自立相談支援事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・生活困窮者に対する総合相談窓口として、相談者の個別ニーズを把握し、必要な支援を実施します。

*ヤングケアラー・コーディネーター

ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障がい、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつながりを行う者。

*スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者で、児童生徒へのカウンセリングや、教職員や保護者への助言などを行う。

(3) 保護者の就労支援

①保護者の就労支援

貧困状況にある家庭の経済基盤の安定を図るため、関係機関が連携しながら就労支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
就業支援 (2(6)①から再掲)	・「ひとり親家庭総合相談コーナー」を核として就業支援を行います。	・「ひとり親家庭総合相談コーナー」を核とし、「ハローワークプラス」やその他の関係機関と連携しながら就業支援を行います。
子育て・生活支援 (2(6)①から再掲)	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	・関係機関と連携して生活支援や就業支援を行います。
就労準備支援事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・直ちに一般就労が困難な方に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、「生活自立」「社会自立」「就労自立」の段階別に就労支援プログラムを実施します。

(4) 経済的支援

①経済的支援

貧困状況にある家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の給付や福祉医療助成等のほか、家計の改善に向けた相談支援を行います。

施 策	内 容	具体的方策
経済的支援 (2(6)①から再掲)	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。	・児童扶養手当の給付を行います。
	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業の利用料金、小児慢性医療費助成、未熟児養育医療助成などについて、経済的な負担の軽減を行います。 ・医療費が1割負担となる福祉医療助成について、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院 2,000 円、入院外 1,000 円とし、経済的な負担の軽減を行います。
住居確保給付金事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・離職等により住居を失い生活に困っている方、または住居を失う恐れのある方に対して、安心して就職活動ができるように一定期間、家賃補助を行います。 (注) 収入等の要件があります。
家計改善支援事業		・家計に課題を抱える方に対して、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、家計管理能力の向上を図るとともに、必要に応じて債務整理・滞納解消のための窓口同行や資金貸付のあっせんを行います。

(5) 官公民の連携・協働

①官公民の連携・協働

子どもたちへのよりきめ細やかで切れ目のない支援を行う環境を社会全体で構築するため、行政はもとより民間の企業・団体等の間でも連携・協働を積極的に進めます。

施 策	内 容	具体的方策
こども家庭センターの開設	・よりきめ細やかで切れ目のない相談支援を行うために、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し一本化させた「こども家庭センター」の設置を行います。	・「こども家庭センター」を開設し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援を行う体制を整備します。 新 規
一人ひとりの子どもの情報の共有化促進 (1(3)①から再掲)	・保幼小の教職員の連携により、一人ひとりの子どもの個性を生かせるよう情報の共有化を進めます。	・研修会を保幼小合同で実施し、職員の連携促進を図ります。 ・就学に向けて、また就学後においても保幼小が連携し、子どもの情報交換と状況把握に努めます。
疾病や障がいのある子どもを持つ保護者等への支援 (2(1)①から再掲)	・多様な背景を理解し、的確な保護者支援を実施します。	・各種保健福祉事業を通し、要支援児、要支援家庭の早期発見と、早期支援体制づくりに努め、関係機関との連携を強化します。
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり (2(1)②から再掲)	・母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援の推進について検討します。
ファミリーサポートセンター事業の利用促進 (2(2)①から再掲)	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まつえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、ツイッターなどを活用し、事業の周知を図ります。 量の見込み 2(2)⑨の一部、⑩の一部、⑪の一部
母子保健事業における支援 (2(3)①から再掲)	・各種健診において、特別な支援を必要とする子どもが、適切な支援につながるよう取り組みます。	・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診において、保護者に子どもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談やエスコの相談等の場で適切な支援につなぎます。

各機関、他自治体との連携（2(6)①から再掲）	・各種相談機関との連携	・ハローワーク、社会福祉協議会、男女共同参画センター、青少年支援センター、島根県地域若者サポートセンターなど関係諸機関と連携し、ひとり親家庭の総合的な支援を行います。
子育て・生活支援（2(6)①から再掲）	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	・関係機関と連携して生活支援や就業支援を行います。